

19消安第10441号  
平成19年11月22日

登録認定機関 代表者 殿

農林水産省消費・安全局  
表示・規格課長

有機JAS規格における「アグリクール」の使用禁止と当該資材を使用していた認定事業者に対する措置について

今般、「アグリクール（商品名）」に有機JAS規格の使用禁止資材であるアバメクチンが含まれていることが明らかとなった。（別添「無登録農薬と判断された資材への対応について」（平成19年11月22日付け19消安第10391号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知参照））

このため、貴法人の有機JAS規格に係る認定事業者のアグリクール使用状況を調査し、使用していることが判明した認定事業者に対しては、ただちに下記の措置をとられたい。

また、使用実態については、11月28日までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あて報告されたい。

#### 記

- 1 アグリクールを使用して生産された農産物がある場合には、当該農産物の有機JASマークを抹消すること。また、当該農産物の販売先に対して、当該農産物が有機JAS規格に適合しなくなったことを通知すること。
- 2 アグリクールが使用されたほ場から収穫された農産物に対する有機JASマーク貼付の停止（最後に当該資材の使用が確認された日から1年間）の措置をとること。